令和７年度第１回会津若松市地域公共交通会議

日　時：令和７年５月２３日（金）１０時００分～
場　所：生涯学習総合センター（會津稽古堂）研修室２

次　　第

１．開　　会

２．会長あいさつ

３．委員等の紹介

４．議　　事

（１）報告第１号　令和６年度事業報告について
（２）承認第１号　令和６年度収支決算について
（３）報告第２号　令和６年度監査結果について
（４）報告第３号　会津若松市地域公共交通計画アクションプランの進捗状況について
（５）議案第１号　令和７年度事業計画（案）について
（６）議案第２号　令和７年度収支予算（案）について
（７）その他

５．そ の 他

６．閉　　会

会津若松市地域公共交通会議 委員・事務局名簿

（任期：令和６年３月23日～令和８年３月22日）

委員						出席者
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏　名	役職	
1	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	会津乗合自動車株式会社	代表取締役社長	佐藤　俊材		佐藤　俊材
2	一般貸切旅客自動車運送事業者の代表	イズミ交通株式会社	代表取締役	坂内　金一		（欠席）
3	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田　正寿		吉田　修
4	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸　紳一郎		宍戸　紳一郎
5	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	一般社団法人福島県タクシー協会	専務理事	菊田　善昭		（欠席）
6	鉄道事業者の代表	東日本旅客鉄道株式会社東北本部	企画総務部経営戦略ユニット企画課長	小池　靖人		（欠席）
7	鉄道事業者の代表	会津鉄道株式会社	取締役	小林　泰樹郎		小林　泰樹郎
8	住民（又は利用者）の代表	会津若松市区長会	副会長	渡部　美次	副会長	渡部　美次
9	住民（又は利用者）の代表	会津若松市老人クラブ連合会	社会奉仕厚生部長	津田　三雄		（欠席）
10	住民（又は利用者）の代表	真珠の会	事務局次長	岩橋　幹也	監事	岩橋　幹也
11	住民（又は利用者）の代表	公募委員		山田　利彦		山田　利彦
12	住民（又は利用者）の代表	公募委員		依田　みき		依田　みき
13	国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇　渚彩		（欠席）
14	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	調査課長	松山　智		松山　智
15	旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤　章		遠藤　章
16	旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	全福島ハイヤータクシー労働組合　会津交通支部	執行委員長	出羽　東		出羽　東
17	福島県会津地方振興局長が指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部部長兼県民生活課長	諏訪　慎弥		諏訪　慎弥
18	福島県会津若松建設事務所長が指名する者	福島県会津若松建設事務所	企画調査課長	浅野　正生		浅野　正生
19	福島県会津若松警察署長が指名する者	福島県会津若松警察署	交通第一課長	佐藤　祐一		佐藤　祐一
20	会津若松商工会議所会頭が指名する者	会津若松商工会議所	専務理事	三橋　明伸	監事	（欠席）
21	学識経験者	福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院	教授 特任教授	吉田　樹		（欠席）
22	自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者	特定非営利活動法人みんなと湊まちづくりネットワーク	事務局長	坂内　美智男		（欠席）

23	会津若松副市長	会津若松市	副市長	目黒　要一	会長	目黒　要一
24	会津若松市企画政策部長	会津若松市	企画政策部長	佐藤　浩	副会長	佐藤　浩

＜オブザーバー＞

（関 係 市 町 村）喜多方市地域振興課 副主任主査 佐藤 崇史、会津美里町政策財政課 主任主査 星
会津坂下町政策財務課 （欠席）、湯川村総務課長 大塚 孝司
（一般乗合事業者）会津乗合自動車株式会社 輸送管理課長 安部 和人、合資会社 広田タクシー（欠席）
（市 関 係 課）河東支所長 秋山 敏也、北会津支所長 坂内 広文
＜事務局＞ 会津若松市企画政策部企画調整課長 二宮 慎、主幹 佐藤 崇、主事 岡本 幸太朗

報告第1号

令和６年度事業報告

１．全体総括

地域公共交通計画及び同アクションプランに基づき、市中心部の交通空白地の解消や外出機会の創出等を目的としたAIオンデマンドバス（MyRideどこでもバス）の本格運行を決定し、乗り換えなしで移動できる新たな移動手段を導入した。

また、市内路線バスにおいて新たにキャッシュレス決済が可能となり、それらの周知・広報や、地域公共交通の利用促進を図るため活動支援、イベント等への参加などを通し、持続可能な公共交通の構築に向け、地域住民・交通事業者・行政等が連携して取り組んだ。

２．実施事業及びその内容

事　業　名	事　業　概　要
(1)アクションプラン事務事業の調査研究･進捗確認 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「データ活用によるバス路線の再編・見直し」 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」 「中心部のサービス向上」 「多様な交通モード等の連携」 「利用環境の改善」 「交通・まちづくりの連携」	地域公共交通計画アクションプランの事務事業について、その進捗状況を確認するとともに、AIオンデマンドバスの本格運行をきっかけとした金堀線の再編や利用促進を図るため福祉分野等との連携した周知活動、利用状況のアンケート調査を行った。また、地域内交通を導入する際の支援制度について検討し、ブラッシュアップを図った。
(2)地域公共交通フォーラム開催事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「交通･まちづくりの連携」 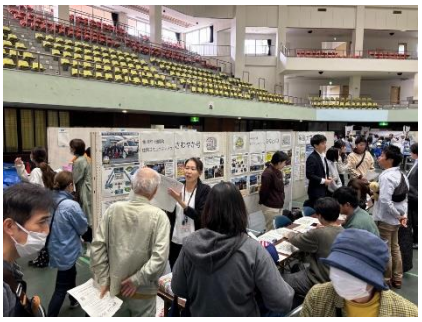	環境啓発イベントである環境フェスタに出展し、公共交通を使うことによる環境負荷の軽減や利用促進を図るための周知・広報を行った。 ＜主な内容＞ 開催日時：10月12日　9:20 ～ 15:30 場　　所：鶴ヶ城体育館 内　　容：福島大学吉田教授のゼミ生とともに公共交通の利用促進等に係るブース展示 参 加 者：1,551人
(3)地域公共交通利便性向上事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「利用環境の改善」	令和６年度より市内を運行している路線バスにてキャッシュレス決済が可能となったことから、キャッシュレス化によるバスをはじめとした公共交通機関の利用促進を目的としたチラシを作成し広報活動を行った。また、会津バスと連携して、市内における路線バスや地域内交通の時刻表に加え、バス停別索引や定期券情報を網羅することで総合的な時刻表を作成・配布し、利用者の利便性向上を図った。

	■キャッシュレス広報チラシ 印刷枚数：33,300 枚 ※３月 27 日に新聞折り込みを行い、市民へ向け広報活動を実施 ■バス時刻表 ＜令和６年 11 月作成＞ 作成部数　8,500 部 ＜令和７年４月作成＞ 作成部数　9,000 部
(4)地域内交通維持確保･利用促進事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」 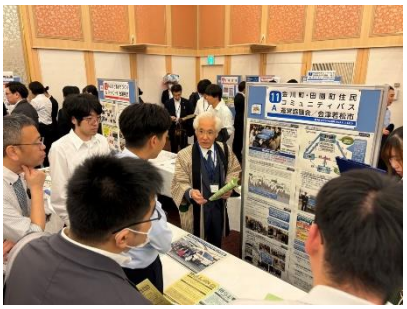	金川町・田園町や湊地区、河東地区、北会津地区で運行している住民コミュニティバスや、大戸地区のボランティア輸送について、各地区の取組内容を共有し、今後の利用促進策等について意見交換を実施した。また、おでかけ交通博に参加するなどして、先進的な取組事例の把握や担当者との意見交換を行い、今後の運行の参考とした。 ＜意見交換会の主な開催経過＞ ９月 27 日：第１回意見交換会にて各地域内交通で設定した目標及び利用促進の取組について共有 １月 22 日：第２回意見交換会にて利用促進の取組及び今年度の振り返り、来年度の目標設定等について共有。地域主体コミュニティ交通の制度・仕組みについて意見交換 ＜おでかけ交通博への参加＞ 開催日：令和６年 10 月４日～５日 場　所：東京第一ホテル鶴岡（山形県鶴岡市） 参加者：金川町・田園町住民コミュニティ運営協議会事務局、NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク事務局、市地域公共交通会議事務局（地域づくり課）
(5)地域公共交通利用促進活動支援事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」	乗合バス等の活性化、公共交通機関の利用促進を図るため、地域公共交通の利用促進に自主的に取り組む団体等の活動経費に対して助成を行った。 ＜助成団体　５団体＞ ① 金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会 ・「さわやか号」乗車体験会での運賃助成 ・利用者プレゼント企画等の実施 ② NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク ・「みなとバス」乗車体験会での運賃助成 ・PR グッズ作成 ③ 北会津地域づくり委員会 ・「ふれあい号」を活用した運動教室の開催 ・周知広報活動

	④ 河東地域づくり委員会 ・「みなづる号」乗車体験会での運賃助成 ・周知広報活動 ⑤ 大戸地区保健委員会 ・会津鉄道を利用したウォーキングイベント開催に係る運賃助成等
(6)地域公共交通活性化事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「交通･まちづくりの連携」 	公共交通機関の利用者を増やすため、主に小学生を対象としたバスの乗り方教室を開催するなどして、公共交通の活性化に取り組んだ。 ＜実施経過＞１１回 ４月 17 日：湊学園（前期日程） ５月 22 日：一箕小学校 ６月５日：永和小学校 ６月 12 日：城南小学校 ８月７日：一箕公民館 10 月９日：生涯学習総合センター（會津稽古堂） 10 月 15 日：南公民館 10 月 28 日：東山小学校 10 月 29 日：河東学園（前期日程） 11 月 18 日：謹教小学校 12 月 19 日：NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク ※この他に、MyRide どこでもバスの乗り方・使い方説明会も２３回実施

３．会議等

会　議	概　要
地域公共交通会議	○計７回開催（うち書面３回）
地域公共交通会議幹事会	○計４回開催

承認第１号

令和６年度収支決算

歳入決算額　２，１６１，５８６円
歳出決算額　１，５２２，７４２円
差引残額　　６３８，８４４円（令和７年度へ繰越）

【歳入の部】

款	項	目	予算額（A）	決算額（B）	比較（B-A）	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	1,400,000	1,400,000	0	会津若松市負担金 1,400,000
2補助金	1補助金	1補助金	0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金	760,686	760,686	0	令和５年度繰越金 760,686
4諸収入	1諸収入	1雑　入	314	900	586	預金利子等 900
歳入合計額			2,161,000	2,161,586	586	

【歳出の部】

款	項	目	今年度予算額（A）	決算額（B）	比較（B-A）	摘要
1事務費	1会議費	1会議費	10,000	0	▲10,000	本会議及び幹事会経費 0
	2事務費	1事務費	336,000	138,230	▲197,770	事務消耗品・通信費 99,550 国打合せ・研修等旅費 0 学識委員派遣旅費等 38,680
2事業費	1事業費	1事業費	1,805,000	1,384,512	▲420,488	地域公共交通フォーラム開催事業 52,230 地域公共交通利便性向上事業 708,153 地域内交通維持確保･利用促進事業 129,520 地域公共交通利用促進活動支援事業 494,609
3予備費	1予備費	1予備費	10,000	0	▲10,000	
支出合計額			2,161,000	1,522,742	▲638,258	

監査結果報告書

会津若松市地域公共交通会議の令和６年度の収入・支出決算について、関係諸帳簿及び証拠書類に基づき、会計監査を実施した結果、いずれも適正であり、決算書のとおり相違ないことを認めます。

令和７年 4 月 16 日

会津若松市地域公共交通会議監事
会津若松商工会議所　専務理事　三橋明伸

令和７年 5 月 8 日

会津若松市地域公共交通会議監事
真珠の会　会計監査　岩橋幹也

報告第３号

会津若松市地域公共交通計画アクションプランの進捗状況について

会津若松市地域公共交通計画アクションプランに掲げた事務事業の実施状況について、毎年度、会津若松市地域公共交通会議において進捗状況を確認・検証し、計画の見直しを行っていくこととしており、令和６年度事業の進捗状況と令和７年度の取組予定を報告する。詳細は別紙資料１のとおり。

１　アクションプラン事務事業の主な取組内容の変更

施策②：地域主体による「守り育てる公共交通」の推進

②－１ 地域主体コミュニティ交通の制度・仕組みの構築 ※重点事業

【令和６年度の進捗状況等】

・地域の実情・特性を踏まえて、地域・住民が選択できる「地域主体コミュニティ交通支援制度」については、地域住民が主体となる地域運営組織や運営協議会等を通して、公共交通の課題等に取り組み、課題を抱える地域からの事前相談も受けているため、制度の運用に取り組んだ。

・地域内交通の意見交換会の中で、「地域主体コミュニティ交通支援制度」について、コミュニティ交通関係者から意見を聞きながら支援制度のブラッシュアップを図った。

・引き続き、制度設計・見直しを図りながら、支援制度の運用を継続していく。

※下線部　修正箇所

事務事業名	「地域主体コミュニティ交通支援制度」の構築		
事業概要	金川町・田園町、湊地区、北会津地区、河東地区における「地域協働運行方式」の評価・検証を行い、地域の実情・特性を踏まえて、地域・住民が選択できる「地域主体コミュニティ交通支援制度」の構築を推進する。		
取組内容	実施主体	進捗状況と取組予定	
		R6	R7
「地域主体コミュニティ交通支援制度」の構築（変更前）	市	・制度設計	・制度運用
「地域主体コミュニティ交通支援制度」の構築（変更後）	市	・<u>制度設計（変更）</u> ・<u>制度運用（変更）</u>	

施策③：中心部のサービス向上

③－1 幹線軸の維持

【令和６年度の進捗状況等】

・「乗り継ぎ運賃、ゾーン運賃、共通フリーパスの導入調査」は、令和７年度に実証事業となっていたが、予算確保には至らなかった。

・令和５年度導入予定であったキャッシュレス決済が令和６年度に段階的に導入となったことにより、令和７年度に適用検討を行うことから、スケジュールを変更する。　※下線部　修正箇所

事務事業名	幹線軸における路線バス利用の促進		
事業概要	「会津若松駅～神明通り～竹田総合病院～西若松駅」の幹線軸における利用促進策を講じ、バス路線の維持を図る。 <乗り継ぎ運賃、ゾーン運賃、共通フリーパスの導入調査> ・乗り継ぎ抵抗の軽減、分かりやすさの向上、観光客等を対象とした共通フリーパスの導入などの検討を行い、利用を促進する。		
取組内容	実施主体	進捗状況と取組予定	
		R6	R7
乗り継ぎ運賃、ゾーン運賃、共通フリーパスの導入調査（変更前）	市	・市街地での適用検討	・実証事業
乗り継ぎ運賃、ゾーン運賃、共通フリーパスの導入調査（変更後）	市	・市街地での適用検討（未実施）	・実証事業⇒市街地での適用検討（変更）

③－2 中心部における新たな技術を活用した移動手段の導入　※重点事業

【令和６年度の進捗状況等】

・「相乗りクシー導入の検討」は、令和７年度に実証事業となっていたが、予算確保には至らなかった。

・過去の実証事業の結果からマッチング率が著しく低く、本市での導入検討については、引き続き先進地事例の調査研究を継続する。　※下線部　修正箇所

事務事業名	相乗りタクシー導入の検討		
事業概要	バス利用が困難な人の移動手段の確保を図るため相乗りタクシーの導入について検討する。		
取組内容	実施主体	進捗状況と取組予定	
		R6	R7
相乗りタクシー導入の検討（変更前）	タクシー事業者	・先進事例調査研究	・実証事業
相乗りタクシー導入の検討（変更後）	タクシー事業者	・先進事例調査研究	・実証事業⇒先進事例調査研究（変更）

施策④：多様な交通モード等の連携

④－１ 中心拠点・乗継拠点の形成

【令和６年度の進捗状況等】

・「会津若松駅前市基盤整備基本構想の現環境」について、令和７年度に都市計画事業認可手続の予定となっていたが、基本計画の策定に遅れが生じており、令和７年度中に基本計画の公表を行う予定にスケジュールを変更する。基本設計、都市計画変更、事業認可手続は令和８年度以降にずれ込む予定。

※下線部　修正箇所

事務事業名	会津若松駅前都市基盤整備基本構想の実現		
事業概要	『会津若松駅前都市基盤整備基本構想』に掲げる①交通環境の改善、②利便性の高い駅前広場の形成、③官民連携による持続的な管理・運営、④地区の活性化、⑤玄関口にふさわしい景観形成、を図るため会津若松駅前広場及び駅前バスターミナル及びその周辺について再整備する。		
取組内容	実施主体	進捗状況と取組予定	
		R6	R7
会津若松駅前都市基盤整備基本構想の実現（変更前）	市	・基本計画 ●→ - - -

議案第1号

令和7年度事業計画(案)

1. 全体方針

地域公共交通計画及びそのアクションプランに掲げた持続可能な公共交通の構築に向け、データの活用によるバス路線の再編・見直しの検討や地域内交通の利用促進に取り組む。また、会津圏域公共交通活性化協議会による市町村を跨ぐ広域バス路線の計画再編も予定していることから、市交通計画の見直しも連携して実施していく。

今年度、本市において東北運輸局主催のおでかけ交通博が開催されることから、本市より出展する地域内交通の出展支援を行い、地域住民・交通事業者・行政等が一堂に会する機会を設け、公共交通が抱える課題を共有するとともに、他自治体の取組や学識経験者から最新の事例を伺うなどして、課題解決に向けた協議・検討を進めていく。

加えて、公共交通の利用促進を図るため路線バス等を紹介する総合案内マップの製作を行うなど、公共交通を身近に感じてもらえる取組を行い、公共交通への関心を高め、活性化を図っていく。

2. 実施事業及びその内容

事 業 名	事 業 概 要
(1)アクションプラン事務事業の進捗確認及び次期計画の調査研究 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「データ活用によるバス路線の再編・見直し」 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」 「中心部のサービス向上」 「多様な交通モード等の連携」 「利用環境の改善」 「交通・まちづくりの連携」	令和4年度に策定した会津若松市地域公共交通計画アクションプラン(利便増進実施計画)に掲げた、各種事務事業について調査研究を進め、進捗確認を行いながら計画の着実な推進を図る。 また、現計画は令和8年度までであることから、次期計画の方針等を明確にするため、先進自治体の事例や国の最新の動向に関する調査・研究を進める。
(2)おでかけ交通博出展支援事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「交通・まちづくりの連携」	東北運輸局主催のおでかけ交通博への出展を支援することで、地域住民・交通事業者・行政等が公共交通に関する課題を共有するとともに、他自治体の取組や学識経験者から最新の事例を伺うなどして、課題解決に向けた協議・検討を進める。
(3)地域公共交通利用促進事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「利用環境の改善」	既存バス時刻表の更新や総合案内マップの製作などを通じて、公共交通の利用促進を図る。
(4)地域内交通維持確保・改善事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」	地域内交通の取組内容や課題・成果等を共有する意見交換会や交流イベント等を開催し、地域内交通を維持・確保し利用を促進していくための協議・検討を行う。
(5)地域公共交通利用促進活動支援事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」	公共交通の利用促進を図るため、取組を行う団体等の活動経費に対して助成を行う。
(6)地域公共交通活性化事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「交通・まちづくりの連携」	公共交通機関の利用者を増やすため、バスの乗り方教室を開催するなどして、公共交通の活性化に取り組む。

3. 会議等

会 議	概 要
地域公共交通会議	必要に応じて適宜開催する。
地域公共交通会議幹事会	地域公共交通会議の開催及び必要に応じて適宜開催する。

議案第２号

令和７年度収支予算（案）

会津若松市地域公共交通会議財務規程第２条第２項の規定に基づき、会津若松市地域公共交通会議の令和７年度収支予算（案）について、下記のとおり提案する。

記

歳入額　２，０３９，０００円
歳出額　２，０３９，０００円

【歳入の部】

款	項	目	今年度予算額（A）	前年度予算額（B）	比較（A-B）	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	1,400,000	1,400,000	0	会津若松市負担金 1,400,000
2補助金	1補助金	1補助金	0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金	638,844	760,686	▲121,842	令和６年度繰越金 638,844
4諸収入	1諸収入	1雑　入	156	314	▲158	預金利子等 156
歳入合計額			2,039,000	2,161,000	▲122,000	

【歳出の部】

款	項	目	今年度予算額（A）	前年度予算額（B）	比較（A-B）	摘要
1事務費	1会議費	1会議費	10,000	10,000	0	本会議及び幹事会経費 10,000
	2事務費	1事務費	279,000	336,000	▲57,000	事務消耗品・通信費 130,000 国打合せ・視察等旅費 87,000 学識委員派遣旅費等 62,000
2事業費	1事業費	１事業費	1,740,000	1,805,000	▲65,000	おでかけ交通博出展支援事業 120,000 地域公共交通利用促進事業 954,000 地域内交通維持確保･改善事業 36,000 地域公共交通利用促進活動支援事業 600,000 地域公共交通活性化事業 30,000
3予備費	1予備費	1予備費	10,000	10,000	0	
歳出合計額			2,039,000	2,161,000	▲122,000	

〔附帯事項〕項目間の流用は、会長に一任するものとする。

会津若松市地域公共交通会議設置要綱

（平成21年２月23日決裁）
（平成24年２月１日決裁）
（平成27年１月30日決裁）
（平成28年５月１日決裁）
（令和３年４月19日決裁）
（令和４年６月28日決裁）
（令和６年11月27日決裁）
（令和７年４月21日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の実情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

（交通会議の事務所）

第２条　交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

（協議事項）

第３条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

⑴　活性化・再生法第５条第１項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第27条の16第１項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項

⑵　法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

⑶　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項

⑷　市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

⑸　道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（同法第79条の６第１項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第79条の７第１項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項

⑹　道路運送法第79条の12第１項第４号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項

⑺　前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（委員）

第４条　交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　一般乗合旅客自動車運送事業者の代表

⑵　一般貸切旅客自動車運送事業者の代表

⑶　一般乗用旅客自動車運送事業者の代表

⑷　一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表

⑸　鉄道事業者の代表

⑹　住民（又は利用者）の代表

⑺　国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者

⑻　国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者

⑼　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

⑽　福島県会津地方振興局長が指名する者

⑾　福島県会津若松建設事務所長が指名する者

⑿　福島県会津若松警察署長が指名する者

⒀　会津若松商工会議所会頭が指名する者

⒁　会津若松市副市長

⒂　会津若松市企画政策部長

⒃　学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者

⒄　現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
３　補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
４　第１項第１号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

（会長及び副会長）

第５条　交通会議に会長及び副会長２名を置く。
２　会長は、前条第１項第14号に規定する委員をもって充てる。
３　会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
４　副会長は、委員の中から会長が指名する。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（交通会議の運営）

第６条　交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
２　交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
３　交通会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）の３分の２以上の同意により決する。
４　交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
５　交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第７条　交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（交通会議の幹事会）

第８条　交通会議は、第３条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。
２　幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第９条　交通会議は、第３条に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。
２　分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議の事務局）

第１０条　交通会議の業務を処理するため、事務局を市の公共交通に関する事務を所管する課に置く。
２　事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議の経費）

第１１条　交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

（交通会議の監査）

第１２条　交通会議に監事２名を置く。
２　交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
３　監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（交通会議の財務）

第１３条　交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が廃止された場合の措置）

第１４条　交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成21年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（委員の任期の特例）

２　第４条第２項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第４条第１項第６号及び第９号に掲げる委員の任期は、平成22年１月20日までとする。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。